

株式会社 浅川組 一般事業主行動計画（第三回）

全ての社員がその能力を発揮できるよう就業環境を整備するとともに、次世代育成支援対策に取り組む企業として社会的にPRするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和3年6月1日から令和8年5月31日までの5年間

2.内容

目標： 女性の育児休業取得者を1人以上とする。

令和 3年7月 育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項を通知

令和 4年4月 育児・介護休業等規程の改訂の実施
育児・介護のための休暇を時間単位で取得できるよう改定
制度改定を社内通知し、従業員に周知

令和 4年10月 育児・介護休業等規程の改訂の実施
産後パパ育休（出生時育児休業）の創設
制度改定を社内通知し、従業員に周知

令和 5年4月 育休の取得推進について従業員に案内

令和 6年4月 育休の取得推進について従業員に案内

令和 7年4月 育休の取得推進について従業員に案内